

交通関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-5 交通関係事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none"><li>1 広尾線バス輸送確保対策協議会については、合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新たに加入する。</li><li>2 バス待合所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、管理方法については、関係機関と協議し、新町において調整する。</li><li>3 生活バス路線運行対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</li><li>4 町営バスについては、新町の一体性を確保するため、旧町村間を結ぶバスの運行形態について、既存の路線を含めて、合併時まで調整する。</li><li>5 交通安全計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</li><li>6 交通指導員については、合併時に再編する。</li><li>7 チャイルドシート貸出事業については、合併時に再編する。</li></ol>	

「協議第16号 交通関係事業の取扱いについて」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	22-5 交通関係事業の取扱い
調整の内容	1 広尾線バス輸送確保対策協議会については、合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新たに参加する。 2 バス待合所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、管理方法については、関係機関と協議し、新町において調整する。 3 生活バス路線運行対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 4 町営バスについては、新町の一体性を確保するため、旧町村間を結ぶバスの運行形態について、既存の路線を含めて、合併時までに調整する。 5 交通安全計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。 6 交通指導員については、合併時に再編する。 7 チャイルドシート貸出事業については、合併時に再編する。

6

区分	現況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
広尾線バス輸送確保対策協議会	該当なし	・協議会の構成 管内1市5町村	・協議会の構成 管内1市5町村	合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新たに参加する。
バス待合所	該当なし	・箇所数 3カ所 ・管理方法 更別バス待合所 十勝バス(株)と管理委託契約 上更別バス待合所 申し合わせにより十勝バス(株)が管理 更別高校前バス待合所 村が管理	・箇所数 1カ所 ・管理方法 忠類バス待合所 十勝バス(株)と土地建物無償貸付契約(保守管理に関する項目含む。)	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、管理方法については、関係機関と協議し、新町において調整する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
生活バス路線運行対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業名 生活交通路線維持対策補助事業</li> <li>・運行路線 4 路線</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業名 生活交通路線維持対策補助事業</li> <li>・運行路線 1 路線</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業名 生活交通路線維持対策補助事業</li> <li>・運行路線 1 路線</li> </ul>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
町村営バス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 町営バス (市町村生活バス路線運行費補助)</li> <li>・運行形態 1 路線(幕別市街～駒畠市街) 週 6 日(日・祝祭日等 運休) 1 日 2 往復(火・金曜 3 往復)</li> <li>・使用料(参考) 幕別～糠内 590円 幕別～駒畠 1,020円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 村民バス</li> <li>・運行形態 3 路線(勢雄・更南、上更南・協和、市街) 週 4 回(火～金曜日) 1 日 1 往復(市街地1日3往復)</li> <li>・使用料 無料</li> </ul>	<p>該当なし</p>	<p>新町の一体性を確保するため、旧町村間を結ぶバスの運行形態について、既存の路線を含めて、合併時までに調整する。</p>
交通安全計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 第 7 次幕別町交通安全計画</li> <li>・計画期間 平成13年度～17年度</li> <li>・計画の構成 計画の基本 道路交通の安全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 第 7 次更別村交通安全計画</li> <li>・計画期間 平成13年度～17年度</li> <li>・計画の構成 計画の基本 道路交通の安全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 第 7 次忠類村交通安全計画</li> <li>・計画期間 平成13年度～17年度</li> <li>・計画の構成 計画の基本 道路交通の安全</li> </ul>	<p>新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
交通指導員	<b>【交通安全指導員】</b> 定数 30名以内（現在26名） 任期 2年 報酬 1,400円/時間  <b>【交通安全推進員】</b> 任期 1年 賃金 179,900円/月	<b>【交通安全指導員】</b> 定数 10名 任期 2年 報酬 6,500円/日  <b>【地域交通安全推進員】</b> 任期 10日間（臨時） 賃金 2,400円/日	<b>【交通安全指導員】</b> 定数 規定なし（現在10名） 任期 規定なし 報酬 規定なし （村交通・防犯推進委員会 から指導員会に助成金 平成15年度 216千円）  該当なし	合併時に再編する。
チャイルドシート貸出事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸出基準 一時的に必要な場合</li> <li>・貸出期間 1カ月間</li> <li>・保有台数 着衣型チャイルドシート 5着  座席型チャイルドシート 9台  座席型ベビーシート 16台  交通安全協会事業</li> </ul>	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸出基準 6歳未満の幼児がいる借 用を希望する村民</li> <li>・貸出期間 乳児用 6カ月以内 幼児用 29カ月以内 児童用 24カ月以内</li> <li>・保有台数 座席型チャイルドシート 8台  座席型ベビーシート 5台</li> </ul>	新町の事業として、 合併時に再編する。

## 先進事例

### やまがたし 山県市(岐阜県)

高富町及び美山町の自主運営バス(道路運送法第21条に基づくもの)については、当面、現行の制度を新市に引き継ぐものとする。

新市において、高富町の自主運営バス梅原線については、伊自良村長滝まで延長し、日祝日も運行するものとする。

料金体系については、3区間を設定し、移動区間に応じて100円・200円・300円の3種類とする。

回数券は100円券の11枚綴りとし、金額は1,000円とする。

### かほく市(石川県)

- 1 町営バス事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 2 公共バス等については、路線バスの利用状況を踏まえ、新市において地域密着型バスシステム導入に向けて検討する。

### とうみし 東御市(長野県)

#### 巡回バス等の取扱い

巡回バス等の取扱いについては、次のとおりとする。

巡回バスについては、現行のコースを基準に、新市の公共施設を巡回するものを、早期に設定する。

廃止路線代替バス等の運行路線は、原則継続する。ただし、新市の住民の利便性向上のため、早期改善に向け調整する。

#### チャイルドシート購入費補助事業の取扱い

チャイルドシート購入費補助事業については、北御牧村の例により継続する。

### せいよし 西予市(愛媛県)

- (1) 交通安全計画については、合併後速やかに策定する。
- (2) 愛媛縣市町村交通災害共済制度については、合併後も引き続き実施する。
- (3) 放置自転車対策については、野村町の例による新市に引き継ぐ。
- (4) その他の交通安全対策推進事業については、合併時に調整する。